

令和4年1月31日

公共工事等担当者 各位

総括工事監査監

霧島市電子納品の手引き（案）の一部改定について

霧島市の電子納品について、2019年度より試行を開始し運用を進めておりましたが、2022年度以降の本格運用に向けて、県の改定及びこれまでの運用状況を鑑み、「霧島市電子納品の手引き（案）」を一部改定することとしたので通知します。

この通知は、令和4年4月1日以降の契約締結案件より適用します。

【主な改定点】

1. 建設工事の本格運用について、「2022年度から全ての建設工事」を「原則として設計金額1千万円以上の建設工事」とする。
※設計金額1千万円未満の建設工事については事前協議により決定するものとする。
2. 建設工事の電子納品レベルについて、「レベル1以上」を「レベル1.5以上」とする。

【問い合わせ先】

総務部工事契約検査課 検査G（内線：3911）